

2026 年度 事業助成 募集要項

一般財団法人 NAGASE こどもみらい財団

1. 助成の目的・趣旨

一般財団法人 NAGASE こどもみらい財団(以下、「本財団」といいます。)は、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、安心して学び・育ち、自らの可能性を広げていくことができる社会の実現を目指しています。

近年、虐待、ネグレクト、貧困、保護者との死別・離別など、家庭環境に起因して必要な支援や機会につながりにくいこどもたちが存在しています。また、その影響は生活面だけでなく、人とのつながり、学び、体験の機会にも及び、将来の選択肢を狭める要因となっています。

本助成は、このようなこどもたちを支援する非営利団体の活動を支援し、こどもたちの生活の安定、孤立の解消、機会格差の解消につながる取り組みを後押しすることを目的とします。

2. 本年度助成の考え方

本財団では、家庭環境に起因して支援や機会につながりにくいこどもへの支援を推進するため、本年度の事業助成を実施します。限られた助成資源を効果的に活用し、支援を必要とするこどもたちへ確実に成果を届ける観点から、本年度は対象となる団体や支援分野を一定程度絞った募集を行います。なお、運営状況等を踏まえ、次年度以降は助成件数の拡大を検討しています。

特に、本助成では、

- 家庭環境に起因する課題を抱えるこどもへの支援であること
- 継続的な支援を通じて生活の安定、孤立の解消又は機会格差の解消につながること
- 他地域や他団体への展開可能性が期待できること

を重視します。

また、本年度の助成を通じて得られた成果や知見を踏まえ、今後の支援の充実や発展につなげてまいります。

3. 支援対象

本助成では、家庭環境に起因して支援や機会につながりにくいこどもを主な支援対象とします。具体的には、以下のようなこどもへの支援を対象とします。対象となる「こども」は、原則として 0 歳から大学等に在学する年齢までとし、支援はこども本人およびその保護者を想定しています。

- 保護者による適切な養育を受けることが困難なこども
- 虐待、ネグレクト、貧困その他の事情により、家庭で十分な養育を受けることが困難なこども
- 家庭環境に起因して、必要な支援や学び・体験の機会につながりにくいこども

4. 支援テーマ

本助成では、以下の3つの支援テーマに基づく事業を募集します。複数の支援テーマにまたがる事業の応募も可能です。

(1)生活の安定

日常生活が成り立たないこどもの生活基盤を支える支援です。単発的な物資提供にとどまらず、こどもの生活状態の改善や継続的な生活維持につながる取り組みを重視します。

主な取組例

- ・ 食支援や生活必需品の提供を通じた継続的な生活基盤の安定化支援
- ・ 衣類提供や進学・就職に向けた準備を支える包括的な自立支援
- ・ 障がいや特性に配慮した生活環境の整備および日常生活支援の充実
- ・ ヤングケアラーに対する家事・介護等の負担軽減および外部支援の導入

(2)孤立の解消

孤立や孤独の状態から抜け出すための支援です。単に「場」を提供するだけでなく、信頼できる大人や地域との継続的な関係性を構築する取り組みを重視します。

主な取組例

- ・ 日常的に安心して過ごせる居場所の継続的な確保
- ・ 信頼できる大人との継続的な関係構築を通じた心理的安定の確保
- ・ 学校外・地域における多様な人との関係性形成および接点の拡充
- ・ ネグレクトや孤立状態にあるこどもへの早期発見・継続支援の実施

(3)機会格差の解消

家庭環境により失われた機会を取り戻し、こどもが自ら未来を選ぶよう支援する取り組みです。単なる機会提供ではなく、機会の不平等を是正し、将来の選択肢を広げることを重視します。

主な取組例

- ・ 学習の遅れや基礎学力の不足を補うためのリカバリー支援の提供
- ・ 進学・進路選択に向けた情報提供および伴走型の意思決定支援
- ・ 文化・スポーツ・職業体験等、多様な体験機会の計画的な提供
- ・ 自己肯定感や挑戦意欲を育むための段階的・継続的な成長支援

5. 助成内容

(1)助成件数

3件程度を予定しています。

(2)助成金額

助成希望額は、2年度にわたる助成を想定した計画総額として、1,000万円以上2,000万円以下とします。ただし、助成契約は各契約期間についてそれぞれ締結し、2年目の助成及び助成額を確約するものではありません。2年目の契約更新及び助成額は、1年目の事業実施状況、1年目の契約期間終了日の4か月前までに提出する中間報告書、年度末までの実施見込み、2年目の事業計画及び収支予算その他本財団が必要と認め

る事項を踏まえて決定します。なお、1年度あたりの助成額は500万円以上1,000万円以下を目安とします。本助成は、一定規模以上の事業への集中的な支援を行うことを目的としているため、助成希望額の下限を設定しています。

(3)助成期間

助成期間は、助成契約締結日から開始し、2年度にわたる支援を基本とします。ただし、1年目の助成期間は契約締結日から2028年3月31日までとします。

例えば、2026年12月15日に契約を締結した場合、1年目は2026年12月15日から2028年3月31日まで、2年目は2028年4月1日から2029年3月31日までとなります。

ただし、助成契約は各契約期間についてそれぞれ締結します。1年目の契約期間は助成契約締結日から2028年3月31日までとし、2年目については、1年目の事業実施状況、中間報告書、年度末までの実施見込み、2年目の事業計画及び収支予算その他本財団が必要と認める事項を確認したうえで、契約更新の可否を判断します。

採択団体は、1年目の契約期間終了日の4か月前までに、中間報告書を提出してください。中間報告書には、提出時点までの事業実績、契約期間終了日までの実施見込み、2年目の事業計画および収支予算その他本財団が指定する事項を記載していただきます。

本財団は、中間報告書、事業の実施状況、事業の達成見込み、ヒアリング結果その他本財団が必要と認める事項を総合的に勘案し、2年目の契約更新の可否および助成予定額を判断し、原則として1年目の契約期間終了日の3か月前までに通知します。

1年目および2年目の助成額は、事業内容、実施状況、事業計画、収支予算その他の事情を踏まえ、本財団と協議のうえ決定します。なお、2年目の契約及び助成額を確約するものではありません。

また、採択団体は、1年目の契約期間終了後2か月以内に、1年目の確定した事業実績及び収支を記載した年次報告書及び収支報告書を提出してください。助成期間終了後2か月以内に、完了報告書及び最終収支報告書を提出してください。具体的な提出日は、各団体の契約期間に応じて個別に通知します。

なお、重大な法令違反、虚偽報告、助成金の不適切な使用、事業停止その他本財団が助成契約の継続を適当でないと判断する事由が認められる場合には、2年目の契約を更新しないことがあります。

(4)助成対象経費

助成対象経費は、助成事業の実施に必要な以下の費用とします。

区分	主な費目
人件費	助成対象事業の実施に必要な職員の給与、賞与、法定福利費その他これらに類する経費
その他経費	助成対象事業の実施に必要な謝金、委託費、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、会場費・賃借料、広報費、通信費その他の経費

※助成対象経費の詳細は、申請書類の記載要領に従ってください。

※人件費は、助成対象事業に従事する職員の人件費を対象とします。

※その他経費には、謝金、委託費、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、会場費・賃借料、広報費、通信費等を含みます。

※助成対象経費に占める人件費及びその他経費のうち管理費に該当する経費の合計額は、原則として総助成額の 50%以内とします。(原則として、1 年目、2 年目の各契約期間及び 2 年度にわたる計画総額のそれぞれについて、助成希望額の 50%以内)ただし、事業内容上、この割合を超える合理的な理由がある場合は、申請内容を確認したうえで個別に判断します。管理費とは、団体全体又は複数事業に共通して発生する経費を、合理的な基準により助成対象事業へ配賦して計上する経費をいいます。

(5)助成対象外経費

助成対象外経費は、以下の費用とします。

- 会議、打合せ、懇親会等に係る飲食費。ただし、助成対象事業として実施する食支援に係る食材費等は除きます。税公課、借入金の返済、助成事業との関連性を合理的に説明できない団体全体の一般管理費その他助成事業との直接的な関連性が低い費用。

6. 応募資格

次のすべてを満たす団体を対象とします。

(1)法人格

日本国内で活動をしている以下の法人

- 特定非営利活動法人
- 一般社団法人(非営利型)
- 一般財団法人(非営利型)
- 公益社団法人
- 公益財団法人
- 社会福祉法人

※任意団体は対象外とします。

(2)活動実績

応募時点で 3 年以上の活動実績を有し、直近 2 事業年度分の事業報告書及び決算書を提出できること。

(3)ガバナンス・情報開示要件

次のいずれかを満たす団体を応募対象とします。

- 公益財団法人日本非営利組織評価センター(JCNE)が運営する「グッドギビングマーク」の認証を受けている団体
- 日本財団 CANPAN における情報開示レベルが★4以上の団体

これらの要件は、団体の情報開示や組織運営等について一定の水準を満たしていることを確認し、助成資金が適切かつ効果的に活用されることを確認するためです。なお、上記要件を満たすことは応募資格であり、助成の決定を意味するものではありません。

CANPAN における情報開示レベルについては、応募時点の登録状況を確認します。なお、CANPAN は団体による自主登録情報であることを踏まえ、必要に応じて、財団において登録内容、活動実績、財務情報、組織運営体制等を確認する場合があります。

(4)事業遂行能力

助成対象事業を適切に実施できる体制を有していること。

※応募時点で、継続的な雇用契約に基づき業務に従事する職員を原則として 5 名以上。職員数 5 名以上は事業を安定的に運営できる体制の目安として示すものであり、応募資格ではありません。5 名未満の団体も応募可能です。選考においては、職員数だけでなく、活動実績、組織運営体制、事業遂行能力等を総合的に確認します。

※本項における「職員」とは、雇用契約を締結し、継続的に団体の業務に従事している者をいいます。正規、非正規、有期・無期は問いません。

※週あたりの勤務日数・勤務時間は問いませんが、継続的な雇用実態がある者を職員数に含めます。

※業務委託契約、請負契約による従事者及びボランティアは含みません。

※役員(理事・監事等)は雇用契約を締結している場合を除き含みません。

7. 対象外となる事業・団体

以下に該当する事業又は団体は対象外とします。

- 営利を主目的とする事業
- 特定の政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- 公序良俗に反する活動
- 反社会的勢力又はこれに準ずる団体、役員に反社会的勢力関係者が含まれる団体
- 法令違反その他社会的信用を損なう行為が認められる団体
- 本助成の趣旨、支援対象又は支援テーマに合致しない事業

8. 重複応募・他助成との関係

他団体の助成事業との併願は可能です。ただし、他の助成金、補助金その他の資金と重複して同一経費を計上することはできません。応募時、選考期間中又は採択後に他団体からの助成金等が採択された場合、本財団は事業全体の資金計画及び必要経費を確認し、必要に応じて助成対象経費の整理、事業計画又は助成金額の調整を行うことがあります。

9. 応募方法

(1)応募方式

本助成はエントリー制により実施します。応募を希望する団体は、所定の方法により事前エントリーしてください。事務局においてエントリー内容を確認のうえ、応募書類を送付します。なお、応募書類の送付は応募資格を満たすことを保証するものではなく、応募資格の充足については提出書類に基づき財団が改めて確認します。

事前エントリーはこちらから

nagase-kodomomirai.or.jp

(2)提出方法

所定様式を作成のうえ、電子メールにて提出してください。郵送による提出は受け付けません。

提出先

E-mail:info kmz@nagase.co.jp

(3)提出書類

- 助成申請書(所定様式)
 - 定款
 - 役員名簿
 - 直近 2 事業年度分の事業報告書及び決算書
 - 団体パンフレット、チラシその他団体の活動概要が確認できる資料
 - グッドギビングマーク認証書又は CANPAN 登録内容が確認できるもの
- ※助成申請書(所定様式)以外は、ウェブサイト等の URL による提出も可能です。

10. 選考方法

応募締切後に書類選考(一次選考)を実施し、その結果を踏まえてオンライン面談(二次選考)の対象団体を選定します。オンライン面談による審査を経て最終選考を行い、理事会の承認をもって助成先を決定します。

11. 選考基準

以下の観点から総合的に評価します。

- 支援対象及び支援テーマとの適合性
- 社会課題及びニーズの明確性
- 事業計画の妥当性・実現可能性
- 団体の実行力・継続性
- 財務状況の健全性
- 予算計画の妥当性
- ガバナンス及び情報公開体制
- 他地域や他団体への波及可能性

なお、応募資格を満たすことは助成決定を意味するものではありません。助成先は、事業内容、社会課題との適合性、実現可能性、財務状況、ガバナンス等を総合的に審査して決定します。

12. スケジュール

本助成の基本スケジュールは以下のとおりです。応募状況によっては、追加募集を実施する場合があります。

項目	時期
エントリー受付期間	エントリー開始:2026年9月18日(金)当財団ウェブサイトより エントリー締切:2026年10月23日(金)17時
オンライン説明会	2026 年9月～10 月実施予定 当財団ウェブサイトにてお知らせします。
応募締切	2026 年10月30日(金)17時
書類選考(一次選考)	2026 年11月
オンライン面談(二次選考)	2026 年11月

採択結果通知	2026 年12月
助成金交付	2026 年12月以降すみやかに

※書類選考(一次選考)を通過した団体には、オンライン面談(二次選考)の日程等を事務局から個別にご連絡します。

※上記は予定であり、応募状況、選考状況、理事会日程等により変更となる場合があります。

13. 助成決定後の義務・留意事項

採択団体には、本財団が指定する期限までにグッドギビングマークを取得していただきます。

本財団では、助成金による事業支援に加え、助成先団体の組織基盤の強化や社会からの信頼向上につながる取り組みを重視しています。そのため、採択団体には、公益財団法人日本非営利組織評価センター(JCNE)が運営する「グッドギビングマーク」を取得していただきます。グッドギビングマークの取得に要する審査料及び初回認証料については、本財団が負担します。認証審査の結果、認証を取得できなかった場合は、認証機関からの指摘事項や改善状況等を踏まえ、本財団が対応を個別に判断します。

採択団体には、次の事項についてご対応又はご協力いただきます。

- 助成金を適正に管理し、助成対象事業のために使用すること
- 本財団が指定する様式及び方法により、中間報告書、年次報告書、収支報告書、完了報告書その他本財団が必要とする報告書類を提出すること。提出時期及び内容の詳細は、募集要項 5(3)をご確認ください。
- 本財団が実施する事業進捗確認、ヒアリング、現地訪問その他 2 年目の契約更新に必要な確認に協力すること。契約更新の取扱いの詳細は、募集要項 5(3)をご確認ください。
- 助成事業の成果及び活動内容の公表に協力すること
- 本財団の広報活動に必要な情報提供、写真提供その他の協力を行うこと
- 助成事業に関する契約書、領収書その他の証憑類を適切に保管すること
- 助成対象事業内容、予算、実施体制その他重要な事項に変更が生じる場合、事前に本財団へ相談すること
- 助成団体は、助成決定後、本財団が指定する期日までに、自団体のウェブサイト、SNS その他適切な広報媒体において、次の事項を公表するものとします。
 - ・本財団の助成対象団体として採択されたこと
 - ・助成対象事業の名称及び概要
 - ・本財団の助成を受けて事業を実施する旨
 また、助成事業に関して作成するウェブサイト、報告書、チラシその他の広報物には、原則として本財団の名称及び指定するロゴマークを掲載してください。助成団体は、掲載後、掲載先の URL、掲載画面その他本財団が指定する資料を提出するものとします。具体的な掲載方法、掲載時期及びロゴマークの使用方法については、採択後に別途案内します。
- 本財団では、助成期間中に開催する理事会・評議員会にあわせて、採択団体による活動報告会及び採択団体相互・本財団役員との交流会を開催する予定です。現時点では、2027 年 3 月及び 6 月の開催を予定しており、原則としてご参加をお願いしています。参加に係る交通費は本財団が負担します。詳細は別途ご案内します。

1 年目の契約期間終了時に未執行額が生じる見込みであり、その全部又は一部を 2 年目の契約期間に繰り越すことを希望する場合は、原則として 1 年目の契約期間終了日の 2 か月前までに、未執行見込額、繰越理由及び 2 年目における使用計画を記載した繰越申請を行い、本財団の承認を得ること。

繰越しは、2 年目の契約が更新されることを前提とし、繰越額及び使用方法是本財団が個別に承認します。

また、1 年目の契約期間終了後は、本財団が指定する期限までに未執行額の確定額を報告すること。

なお、助成金の不適切な使用、虚偽の申請又は報告、法令違反その他本財団が助成先として不適切と判断する事由が認められた場合には、助成決定の取消し、助成金の全部又は一部の返還その他必要な措置を求める場合があります。

14. 個人情報の取り扱い

応募に際して取得した個人情報は、本助成事業の運営、審査、連絡、助成決定後の管理及び本財団の事業運営に必要な範囲で利用し、法令等に基づき適切に管理します。

15. 問い合わせ先

一般財団法人 NAGASE こどもみらい財団 事務局

〒103-8355 東京都中央区日本橋小舟町 5 番 1 号

E-mail:info kmz@nagase.co.jp

電話:070-1056-9748/070-2833-3792(事務局直通)